

# はちのフリーローン（インターネット申込サービス）契約規定 新旧対比表

(下線部:改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>第 8 条（借入金の交付方法）</p> <p><u>借主がこの契約により銀行から借入れる金銭は、返済用預金口座への入金の方法により交付を受けるものとします。</u>なお、その入金日をもって借入日とします。</p>	<p>第 8 条（借入金の交付方法）</p> <p><u>銀行（以下「銀行」という）から借入れる金銭につき、銀行から銀行における借主名義の預金口座に借入金の元金を入金された場合には、かかる入金をもってこの契約は成立するものと</u>し、借主は、銀行に対し、この契約に従ってその元本を返済し利息を支払うことを約します。<u>なお、その入金日をもって借入日とします。</u></p>
<p>第 9 条（諸費用の返済用預金口座からの自動引落し）</p> <p>この契約に付帯する収入印紙代、手数料、その他一切の費用については、<u>銀行所定の日に</u>返済用預金口座から第 1 条第 2 項の自動支払の方法により支払うものとします。</p>	<p>第 9 条（諸費用の返済用預金口座からの自動引落し）</p> <p>この契約に付帯する収入印紙代、手数料、その他一切の費用については、<u>銀行が別途指定する日に</u>返済用預金口座から第 1 条第 2 項の自動支払の方法により支払うものとします。</p>
<p>第 11 条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>④ <u>住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、銀行が督促できないとき。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第 11 条（期限前の全額返済義務）</p> <p>1. 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>④ <u>住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、銀行が督促できないことが判明したとき。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第 17 条（費用の負担）</p>	<p>第 18 条（費用の負担）</p>
<p>第 18 条（届出事項）</p>	<p>第 17 条（届出事項）</p>
<p>第 19 条（団体信用生命保険付の場合の特約）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>借主は、この契約による債務について、銀行が<u>所定の方法により借主を被保険者とし、銀行を保険契約者および保険金の受取人とす</u></p>	<p>第 19 条（団体信用生命保険付の場合の特約）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>借主は、この契約による債務について、銀行が<u>(削除)借主を被保険者とし、銀行を保険契約者および保険金の受取人とする団体信用</u></p>

改 定 前	改 定 後
<p>る団体信用生命保険契約を締結することに同意のうえ、次の事項を確約します。</p> <p>(略)</p> <p>2. 保険金額は、借主が銀行に対して負担する債務額を基準とし、その算定は銀行所定の計算方法によることに異議を述べないものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>生命保険契約を締結することに同意のうえ、次の事項を確約します。</p> <p>(略)</p> <p>2. 保険金額は、借主が銀行に対して負担する債務額を基準とし、その算定は銀行が別途計算の上指定する金額によることに異議を述べないものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>7. この団体信用生命保険契約は、銀行の都合によりいつ解約されても異議を述べないものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 21 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第 23 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に銀行に届け出るものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 21 条 (公正証書作成義務)</p> <p><u>借主は銀行から請求がある場合には、直ちにこの約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担します。</u></p>
<p>第 23 条 (合意管轄)</p>	<p>第 24 条 (合意管轄)</p>
<p>第 24 条 (規定の変更)</p> <p><u>この規定の内容を変更する場合 (ただし、第 6 条および第 7 条により利率が変更される場合を除く)、銀行はあらかじめ変更内容および変更日を銀行ホームページへの掲示、その他銀行所定の方法により告知します。この場合変更日以降は変更後の内容により取引を行うものとします。</u></p>	<p>第 25 条 (規定の変更)</p> <p>1. <u>銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め (利率、返済額、返済日に関する事項は除く) を変更する必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとします。</u></p> <p>2. 銀行は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後</p>

改 定 前	改 定 後
	<u>の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知する</u> ものとする。